

請負工事等契約および変更内容

課 名 文化財課
担当業務 文化財係

契 約 名	加納美術館改修工事設計業務委託		
施 行 場 所	安来市広瀬町布部地内	概要 改修工事設計業務委託	一式
種別及び概要	種別 建設コンサルタント業務		
随意契約の理由	<p>加納美術館改修工事に伴う工事設計委託業務の執行については、平成28年度において設計業務が完了している。本業務は設計内容の一部を見直しする業務である為、同一の設計者が設計を行うことにより下記の点で有利となり、設計者選定について競争入札を行うことが不利と認められると判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用するもの。</p> <p>1.平成28年度の設計と同一者と契約するため、責任の所在が明確になる。 2.平成28年度の設計内容を熟知している。 3.平成28年度の設計の意図を正確に反映させることができる。 4.平成28年度の設計と設計者が異なる際に生じる協議を省くことができる。</p>		
契約の相手方	所在地 名称 代表者	安来市広瀬町広瀬666-7 太田一級建築士事務所 太田 仁志	
契 約 金 額	2,486,000円	着手 契約締結日の翌日	完成 令和2年3月30日

第 1 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工 期	変更前	変更後

第 2 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工 期	変更前	変更後

第 3 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工 期	変更前	変更後